

市民版「さいたま市 水とみどりの基本計画アクションプラン」

概要版 (0618)

A. 目指すこと

生物多様性の保全と回復

在来種中心の植生

元々の地形を活かす

持続可能な循環型社会

市民参加と公民協働

部局の枠を越え全市一体で

B. アクションプラン

1. さいたま全市 ビオトープ化計画

○市内の緑地をビオトープ化。



①公共施設の緑地のビオトープ化

・ビオトープ作成委員会：専門家を交えつつ、市民団体や地域住民などで構成。

・管理は、市民団体・地元地域団体も加わった協働で。

・ビオトープコンクールの開催。

ア) 役所ビオトープ

・市・区役所の庭にビオトープの緑地を設ける。

イ) 学校ビオトープ

・学校敷地内にビオトープを設ける。

ウ) 公園市内公園ビオトープ

・市街地の公園も含め、全ての公園にビオトープを設ける。：大戸公園

エ) 郊外大規模ビオトープ

・郊外の大規模な公園や堤外地などに大規模ビオトープを設ける。：芝川第一調節池等

オ) 道路ビオトープ

・道路沿いの街路樹帯を生物の生息や移動が可能になるようにする。

②民有地の緑地のビオトープ化促進

・ビオトープ化助成金で作成資金を補助。

・ビオトープアドバイザーの派遣。

ア) 大型緑地里山化

・まとまった緑地・湿地を、農業とあわせながら、里山化する。例：荒川堤外地

イ) 寺社地・共有地

・寺社地・共有地の緑地を、市が「ビオトープ促進地」として指定。→①ウ

ウ) 民家

・民家のお庭にミニビオトープを増やす。

エ) まちぐるみビオトープ化助成

・一定のまとまりのある地域でのビオトープ化促進。

③ビオトープネットワークの形成

・全市的な「ビオトープネットワーク計画」に基づき、生き物が移動できるエコロジカルネットワークを形成する。

- ・防災・減災の装置としても位置づける。
- ・市周辺の大規模緑地を、都心まで引き込む。

④担い手の育成

ア) 市民・行政マンの意識向上と学習

・全ての市民と行政の担い手が、生物多様性の意味や価値について意識を共有する。

イ) 専門家の育成と起業

・生物多様性に関する知識と技能を持つものがそれを仕事とできる仕組みを作る。

・「生物多様性ドクター」

・「ビオトープ管理士」

2. 在来種育成拡充プロジェクト

○市内の樹木草花をできるかぎり在来種に移行。

○1のサブ計画的性格。

①地域在来種種苗育成の起業

・在来種種苗育成を仕事とできる仕組みを作る。

②在来種移行促進事業

ア) 在来種配布計画

・市民に配布する種や苗木を地域在来種にする。

イ) 在来種導入・移行補助

3. 谷戸の保全復活プロジェクト

○さいたま市らしい地形である「谷戸」を残し、復活させる。

○湿地・斜面林・台地縁の寺社林等を活かす。



①谷戸の保全

ア) 谷戸の価値の再認識

・谷戸がさいたま市らしい土地であることを認識し、その価値を共有する。

・「谷戸学」の提唱。

イ) 谷戸の開発制限

・谷戸地域は宅地開発できないしくみを作る。

・市が「谷戸」と指定した土地は、宅地化できないしくみ作り（特区）。

ウ) 良質な谷戸への移行

・残っている谷戸を本来の形に戻していく。

・当該地域の谷戸の保全計画を市民・地域住民・行政

の協働で。

・既に水田化されているところは、循環型水田へ移行する。→「5. 農地」

工) 谷戸を楽しむしかけ

・湿地や斜面林をめぐる観察会。

②谷戸の復活

・一旦宅地化されたところも、宅地の寿命がきたところで谷戸にもどしていく。

4. 屋敷林・雑木林 保全活用プロジェクト

○民有地である民家のお庭・屋敷林、また雑木林も地域の貴重なみどり資源である。



* 1 : 買い上げ

市が買い上げて公園化し、管理を「みどり愛護会」などへ委託する。

* 2 : 寄贈

市への寄贈を受け、管理を「みどりのトラスト」などへ委託する。

* 3 : 民有地のままで→プロジェクトの本体

○周辺住民からも慕われ、必要とされる森にしていく。

○相続による、売却・宅地化を防ぐ。

①保全活動

ア) プロジェクト対象の指定

・所有者からの申請を受けて市が指定。

イ) 保全活用計画の策定

・所有者・周辺住民・市民・専門家からなる「保全計画」策定委員会で。

ウ) 保全活動

・所有者・周辺住民・市民からなる保全会で下草の伐採や庭木の手入れなどの保全活動をにやう。地域社会の「お助け隊」も可能。

工) 落木・落葉の資源化

・落木や伐採後の木は、チップ化し資源に、落葉は市が集めて腐葉土化し資源に。

②活用活動

ア) 森を楽しむ会

イ) 森の恵みを受ける会

5. 農地保全拡充と 農業拡大促進計画

○農業放棄地を農地に返し、緑地を増やすと共に、農業生産を産業化する。

①市民参加型農業の促進

ア) 市民（非農家）農業の可能性

・特定農地貸付法を使った市民農業。：水のフォーラム
・特区指定、さいたま市条例による、市民農業実現。

イ) 援農制度の拡充・充実

・「援農」を利用する農家・市民への助成。
・市あるいは市の指定を受けた団体による「お見合い」。

ウ) 従来型市民農園（農家から土地を借りる、生産物を販売しない）の拡充

・「市民農園」を利用する農家・市民への助成。

* 「助成」は金銭援助・器具の貸与・土壌や肥料（屋敷林から出た）の支給など。

②地産地消と六次産業化

ア) 地元農産物の地元消費促進

・学校給食に導入、食育とあわせて、公共施設や病院などで。

イ) さいたまブランドの開発、六次産業化

・さいたま市の農産物・農産物の加工品を作りブランド化して売り出す。

6. 寺社の杜と参道

○寺社に関わる樹林地は、私有地ではあるが、地域社会の共有の財産でもある。

①寺社林・園庭の保全と活用

・防災拠点の補完施設と位置づけ、防災井戸等の設置を予算化する。

②参道の保全と活用

ア) 氷川参道

・借景する事業については保全協賛金制度を設ける。

イ) その他の参道

7. 河川・水路

○河川やその周辺の土地を元の自然に帰していく。

①大きい河川

②市内の小河川

③用水路・排水路

8. さいたま市の水とみどりを 楽しもう計画

○さいたま市民が水とみどりを楽しみ、さらには市外からも人が訪れる企画。

①オープンガーデンコンテスト

②雑木林・農家廻りツアー

③地元食材料理レシピコンテスト

④参加体験型ビオトープ廻り

9. 市民参加の 「水とみどりのまちづくり」計画

①さいたま市版「生物多様性保全戦略」の策定

○市民と行政との協働で、戦略を作る。

②「さいたま市 水とみどりのまちづくり推進委員会」（全市レベル）

③「区版or地域版 水とみどりのまちづくり推進委員会」

④各区版「みどりの祭典」の開催